

Gard Alert

燃料油硫黄分に関するサンプリングのための新たなガイドライン

こちらは、英文記事「[New sampling guidelines for the sulphur content of fuel oil](#)」(2017年1月20日付)の和訳です。

IMOは、MARPOL条約附属書VIに基づく硫黄分要求への効果的な管理・対応を支援するために、船舶の液体燃料油の推奨サンプリング方法を記したガイドラインを発表しました。

IMOによる「*Guidelines for Onboard Sampling for the Verification of the Sulphur Content of the Fuel Oil used on board ships* (船舶の使用燃料の硫黄含有量を検証するための船上サンプリングのガイドライン)」が、2016年10月の第70回海洋環境保護委員会 (MEPC70) で承認され、[MEPC.1/Circ.864](#) として発行されました。同ガイドラインはあくまでも推奨に過ぎないものの、燃料油の硫黄含有量の測定に際し、検査官に認められるサンプリング方法 (サンプル採取箇所とサンプルの取り扱いの両方) が示されています。



旗国や船級協会から承認を受けた専用のサンプル採取箇所がない場合には、本船の代表者は、代表サンプルを採取可能な安全なサンプリング場所と採取方法を提案できるようにしておくべきであると記されている点は注目に値します。IMO ガイドラインによると、こうしたサンプル採取箇所は以下の要件を満たしている必要があります。

- 容易かつ安全に近づける場所であること。
- 各燃料油燃焼装置に使用される燃料等級の違いを考慮すること。
- サービスタンクの下流側であること。
- 燃料の種類、流量、温度、サンプル採取箇所から下流の圧力などを勘案して、燃料油燃焼装置に可能な限り近い場所であること。
- 燃料油が加熱面や電気機器に飛び散らないように保護対策が施された場所であること。また保護対策のための装置・構造物は、燃料油供給管の設計圧力に対して、漏れ、飛び散り、噴出を起こさないように十分な頑健さを備えていること。
- 排出タンクやその代わりとなる他の安全な場所へ適切に排出できるように排水装置が整っていること。

また、IMO ガイドラインは、循環システム中の燃料油の流れが安定してから燃料油サンプルを採取することと、サンプル採取前にサンプリングを行う配管全体を使用燃料油でしっかりとフラッシングすることの重要性も強調しています。

Gard としては、燃料サンプリングに関する本船上での手順を再点検し、IMO ガイドラインに記された推奨事項を採用すべかどうかを検討することをお勧めします。サンプリング検査を受けた後は、サンプル容器のすべてが適切にシールされラベルが貼付されていることを船舶代表者が確認するようにしてください。また、採取された各サンプルについて、1 容器を採取日から 12 か月間以上、船上で保管しておくようにしてください。

その他のガイダンスや推奨事項を 2016 年 9 月 30 日付の [Loss Prevention Circular](#) 「燃料硫黄分の船上検査」に記載していますのでそちらもご参照ください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。